平成２８年（フ）第２５１３号
大阪市西成区松１丁目５番32号　上杉文化
債務者　亀田　弘美
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４３号
大阪市住吉区長居西２丁目２番４号　ウィン長居西　308号
債務者　藤本　幸子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７号
函館市美原３丁目１番８―801号
債務者　小林　　優（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４４号
山形市桜田西１丁目９番５―406号　スマイリング桜田
債務者　菱沼　麗砂
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５号
山形市八日町１丁目３番50―105号　メゾン蔵王
債務者　阿部みどり
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
三重県志摩市磯部町迫間505番地12
債務者　松塚　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
三重県志摩市阿児町鵜方3195番地36　キクヤハイツ65号
債務者　田村さやか（旧姓里中）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
北海道中川郡幕別町札内桜町54番地の６
債務者　松本　剛昌
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
北海道帯広市西18条南１丁目27番地２　蘇武方
債務者　市川　　華
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
北海道帯広市西16条北１丁目27番地68
債務者　鈴木　重敏
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
北海道帯広市西16条北１丁目27番地68
債務者　鈴木シマ子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
北海道帯広市東５条南18丁目４番地　南東団地２―242号
債務者　本間　千夏
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
秋田県横手市平鹿町浅舞字荒小屋東264番地
債務者　工藤　美穂
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第７２号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2847番地４　パナクレール103
債務者　堀内　拓也
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１２３号
愛知県一宮市三条字酉新田22番地１　パストラル三条Ｂ棟101号
債務者　南谷みちえ
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４８号
愛知県一宮市浅井町江森字森前１番地１　ナビウッディ一宮２番館603号
債務者　沼田　　寿
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１３１号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住16―403
債務者　松下亜紀子（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係